

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成6年5月から同年6月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、同年11月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から同年6月まで
② 平成6年8月から同年9月まで
③ 平成6年11月
④ 平成7年1月から同年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和46年1月から平成22年12月までの40年間、保険料を全て納付してきた。申立期間当時、保険料を納付していた妻も、毎月保険料を納付していたと言っているので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が事務を委託していたA社から提出のあった平成6年分及び7年分の所得税の確定申告書の控えには、申立期間の国民年金保険料を含む保険料額が記載されており、申立人が主張するとおり、申立期間の保険料を納付した可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間前後の保険料は、毎月納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に

大きな変化はうかがえないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は国民年金に任意加入し、銀行で保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、国民年金に任意加入し厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は、9 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の前後において、生活状況に大きな変化はうかがえないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月31日から同年3月7日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A社B支店に勤務していた平成4年3月31日に、自社扱いのCの契約をした記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月31日から同年3月7日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録並びに事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が、当該期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日については、同年3月16日付けで同年3月7日とされた後、同年4月16日付けで、遡って同年1月31日に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様、平成4年1月31日に被保

険者資格を喪失したとされている同僚 48 人中 27 人の資格喪失日が遡って訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 3 月 7 日であると認められる。

なお、平成 4 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、3 年 12 月のオンライン記録から、32 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 3 月 7 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人は、同年 3 月 31 日まで A 社 B 支店に勤務していたと主張しているが、前述のとおり、雇用保険の離職日が同年 3 月 6 日と記録され、当該期間の勤務が確認できない。

また、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、申立期間当時の A 社の代表取締役及び取締役は、いずれも不明と回答しており、確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年8月12日は9万3,000円、同年12月24日は8万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月12日
② 平成20年12月24日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書の控えから、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書の控えにおける厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間

②は8万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年8月12日は9万3,000円、同年12月24日は8万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月12日
② 平成20年12月24日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書の控えから、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書の控えにおける厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間

②は8万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年8月12日は9万3,000円、同年12月24日は8万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月12日
② 平成20年12月24日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書の控えから、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書の控えにおける厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間

②は8万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間、37 年 10 月から 38 年 1 月までの期間、同年 11 月から同年 12 月までの期間、40 年 3 月、41 年 9 月、同年 11 月から 42 年 1 月までの期間、同年 12 月から 43 年 1 月までの期間、同年 4 月から 44 年 1 月までの期間、同年 6 月から同年 10 月までの期間、45 年 1 月、同年 12 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 10 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月まで
③ 昭和 38 年 11 月から 12 月まで
④ 昭和 40 年 3 月
⑤ 昭和 41 年 9 月
⑥ 昭和 41 年 11 月から 42 年 1 月まで
⑦ 昭和 42 年 12 月から 43 年 1 月まで
⑧ 昭和 43 年 4 月から 44 年 1 月まで
⑨ 昭和 44 年 6 月から同年 10 月まで
⑩ 昭和 45 年 1 月
⑪ 昭和 45 年 12 月から 49 年 3 月まで
⑫ 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで
⑬ 昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 36 年 4 月頃は、兄が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれており、その後については、自分が納付していた。特に自営業を始めた 48 年 3 月からは、国民年金は大事なものだと思っていたので、毎月納めていたことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに

納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑩については、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格取得日から、昭和 50 年 4 月頃と推認され、この時点で、47 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成 9 年 8 月 5 日付けで昭和 46 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日に変更され 45 年 12 月までの国民年金被保険者資格が追加処理されていることが確認できることから、当該期間は、同日以前は国民年金の未加入期間として管理されていたものと考えられ、国民年金の納付書発行及び納付勧奨は行われなかったものと推認される。

- 2 申立期間⑪のうち昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び申立期間⑫に係る国民年金保険料は、制度上、現年度納付又は過年度納付することが可能であるが、申立人に聴取しても、納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑬については、「A 市役所が自宅近くの公民館において、臨時に国民年金保険料の収納を行っていた際に、まとめて半年分又は 1 年分の保険料を納付していた。」と供述しているが、A 市は、「昭和 58 年から 60 年当時、社会保険事務所（当時）と当市の職員が市内で国民年金の街頭相談を実施していたが、保険料の収納は行われていなかった。」と回答しており、申立人の主張と相違している。

- 4 申立期間は 13 期間に及び、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業法人登記簿上、当該事業所は平成 8 年 3 月 18 日に事業を清算しており、当時の役員の所在も不明であるため、申立てを確認できる供述等は得られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「詳しくは覚えていないが申立期間当時は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。